

# 経営所得安定対策だより

平成22年 6月24日  
第8号  
佐賀農政事務所



## 2 年産加入申請の受付期限は、6月30日(水)までです！

皆さん加入申請はお済みでしょうか。御自身で申請をされる方、JA等に手続をお願いされている方も含めて、今一度、ご確認をお願いします。

### <目次>

1. 収入減少補てん積立申出期限及び納付期限のお知らせ
2. 22年産の標準的収入額等の告示について
3. 19年産以降に麦・大豆を作付拡大している方へ

参考資料：「耕作放棄地を活かして地域を元気にしよう！」



## 1. 収入減少補てん積立申出期限及び納付期限のお知らせ

### 早めに手続きをお済ませください。

22年産の積立申出期限は平成22年6月30日(水)までとなっています。

また、納付期限は平成22年7月31日までとなっていますが、31日は土曜日となっていますので、平成22年8月2日(月)までに納付していただくようよろしくお願いいたします。

\* 納付期限を過ぎて納付された場合は、平成22年産の収入減少補てんの交付を受けることができなくなりますので、ご注意ください。

## 2. 22年産の標準的収入額等の告示について

収入減少影響緩和対策(収入減少補てん)の算定基礎となる単位面積当たりの標準的収入額等が5月6日に告示されました。

収入減少補てんの額や、補てんを受けるために拠出する積立額は、農林水産大臣が毎年告示するこの内容に基づいて計算されます。

なお、告示内容は、佐賀農政事務所の受付・相談窓口において縦覧しています。また、以下の農林水産省のホームページでもご覧になれます。

([http://www.maff.go.jp/j/ninaitte/n\\_antei/law/index.html](http://www.maff.go.jp/j/ninaitte/n_antei/law/index.html))

## 22年産の標準的収入額等の内訳について

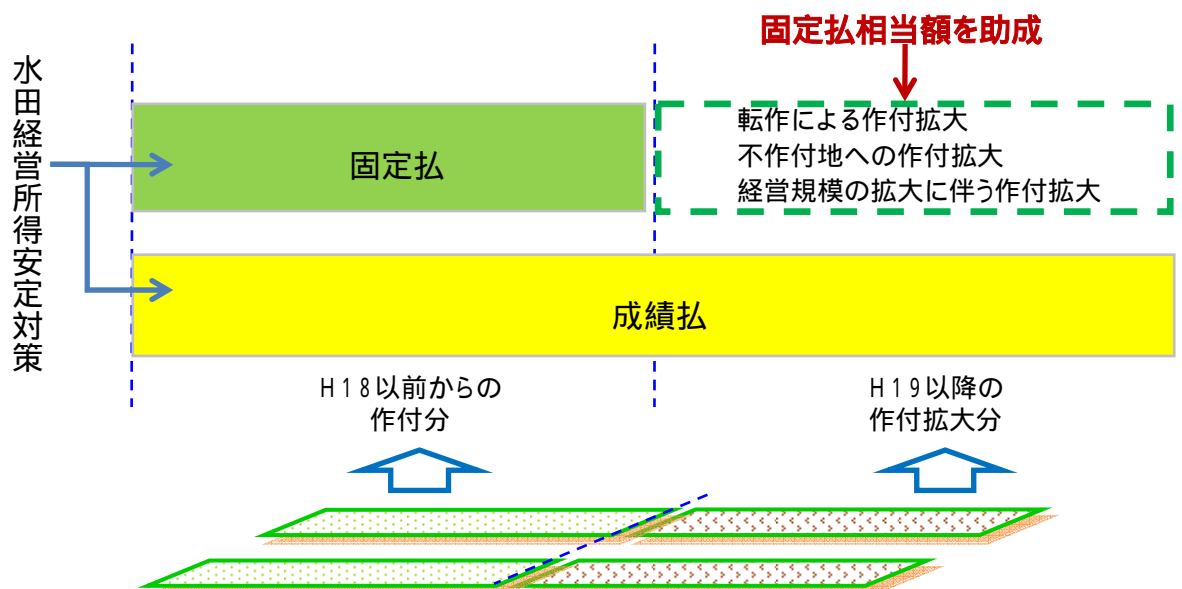
対象農産物	地域	10㌦あたり 標準的収入額	参考 10㌦あたり積立額 (10%選択)	(単位：円)
		(A)	(A) × 2.25%	
米穀	佐賀地域	117,327	2,640	
	松浦地域	106,819	2,403	
小麦(秋期)	全地域	17,589	396	
二条大麦	全地域	15,830	356	
はだか麦	全地域	16,399	369	
大豆	全地域	25,331	570	

### 3. 22年産麦・大豆の作付(予定)がある方で、19年産以降に麦・大豆を作付拡大している方へのお知らせ

水田経営所得安定対策の固定払(過去の生産実績に基づく支払)の助成対象とならない19年産以降の麦・大豆の作付拡大面積に応じて、固定払相当額を助成します。

【作付拡大条件不利補正対策事業】

詳しくは、最寄りの地域水田農業推進協議会又は地域担い手育成支援協議会へお問い合わせください。



#### 【お問い合わせ先】

佐賀農政事務所農政推進課  
地域第一課(唐津市)  
地域第二課(武雄市)

0952-23-3136 FAX 0952-23-3143  
0955-78-0488 FAX 0955-78-0597  
0954-22-2125 FAX 0954-23-1164